令和７年度 第３回「墨田区子ども・子育て会議」議事要旨

日時：令和７年１１月１３日（木）午後６時３０分～午後８時４５分
会場：墨田区役所１３階　１３１会議室

次第

１　開会
２　こども・若者の声を聴くために　～意見聴取にあたっての考え方～
　墨田区子ども・子育て会議　学識経験者　古屋　真　委員（駒沢女子短期大学教授）
３　議題
（１）墨田区におけるこどもの意見聴取の方法について
（２）墨田区における子ども・子育て支援施策の情報発信について
（３）こども誰でも通園制度について
４　その他
５　事務連絡
（１）次回開催予定
　令和８年２月６日（金）　午後６時３０分から
　墨田区役所１３階　１３１会議室
６　閉会

配布資料

資料１：墨田区子ども・子育て会議委員名簿
資料２：こども・若者の声を聴くために　～意見聴取にあたっての考え方～
資料３：こどもの意見聴取に関する経緯と背景
資料４：こどもの意見聴取について　～今年度の取組～
資料５：自分の意見や考えを言える機会（墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査より）
資料６：区の情報発信の現状について
資料７：住民意識調査・子ども・子育て支援ニーズ調査から
資料８：【国】利用者向けリーフレット
資料９：【誰でも通園】一時預かり事業との相違点等
資料１０：こども誰でも通園制度の利用需要と提供体制の見込み
資料１１：今後のスケジュールについて
参考　：墨田区こども条例パンフレット

出席者（敬称略）

○委員

西村　孝幸（墨田区私立保育園協会）
西島　由美（墨田区医師会）
古屋　真（学識経験者（駒沢女子短期大学教授））　※オンライン出席
八重田　裕一朗（墨田区児童館）
東　百代（墨田区私立幼稚園連合会）
千原　祐子（墨田区子育てひろば）
出沼　俊夫（墨田区民生委員・児童委員協議会）
二藤部　智子（墨田区立小学校ＰＴＡ協議会）
黒木　為則（墨田区立中学校ＰＴＡ連合会）
田村　美帆（墨田区青少年委員協議会）
佐藤　まり子（認証保育所連絡会）
賀川　祐二（すみだ子育て支援ねっと「はぐ」）
中村　彩子（小規模保育事業所連絡会）
稲吉　美穂（区民公募委員）
加藤　紗世（区民公募委員）
武田　舞（区民公募委員）
飛髙　加奈子（区民公募委員）
眞能　貴代（区民公募委員）
山口　寛子（区民公募委員）
金澤　里美（墨田区立幼稚園長会）
増渕　裕美（墨田区立小学校長会）
遠藤　博則（墨田区立中学校長会）　※オンライン出席
竹嶋　啓子（墨田区立保育園長会）

傍聴者　１名

○事務局出席者

髙橋　義之（子ども・子育て支援部長）、岩瀬　均（教育委員会事務局次長）、大島　悠樹（子育て支援課長）、遠田　和寛（子育て政策課長）、細谷　勇治（子ども施設課長）、桂本　圭子（指導検査課長）、野澤　典子（子育て支援総合センター館長）、梅原　和恵（副参事（子ども・家庭支援連携担当））

○オブザーバー

菜原　航（広報広聴担当課長）、谷田辺　陽介（広報広聴担当報道・シティプロモーション主査）

議事概要

1　開会

2　こども・若者の声を聴くために　～意見聴取にあたっての考え方～（資料２）

委員	本日は、子どもの意見聴取および墨田区における子ども・子育て支援施策に関する情報発信について、各委員から意見をいただく予定である。それに先立ち、学識経験者の委員から、子どもの意見聴取や社会参加に対する背景や理論的な側面について解説をお願いしたい。
委員	本日は、「子ども・若者の声を聴くために」をテーマにお話しする。 まず初めに、「子どもや若者は意見を表明したいのか」という点を調べた。 10～29 歳を対象とした NTT データの調査によれば、約 7 割が意見表明への意欲を持つという結果であった。しかし、実際に「意見を聞いてもらえている」と実感しているのは 2 割程度である。国は、この実感を 2028 年までに 70%へ引き上げる目標を掲げている。なお、この後の区の資料の中で、墨田区の子どもは、全国よりやや高い実感を示す傾向が確認されている。 次に、意見聴取の方法について調べたところ、こども家庭庁のガイドラインで企画、事前準備、意見聴取、意見の反映、フィードバックの流れを重視すべきと示されている。 特に、対象者とテーマの設定は丁寧な検討が必要である。乳幼児、不登校児、困難を抱える子ども、外国籍児童など、声を表明しづらい子どもの声をどう扱うかは大きな課題である。例えば、不登校児を学校に呼び出して意見を求めることは適切とは言えず、意見聴取の対象者やテーマ、方法は、丁寧に検討する必要がある。 ブロンフェンブレンナーの生態学的システム理論は、人の育ちには個人と環境との相互作用が関係しているという理論である。子どもの周知の環境として身近な順にマイクロ（友達、親、学校）、メゾ（家庭や学校・地域の連携）、エクソ（親の職場、教育行政）が挙げられている。子どもはエクソ以降の行政や社会制度といった、直接かかわりの薄い領域についての意見表明は難しいところもある。扱うテーマの規模が大きくなるほど子どもの実感は伴いにくく、また、意見をどこまで酌み取るのか、意見の反映度を検討しなければならない。 さらに、ハートの「参加のはしご」やシャイヤーの参加モデルでは、子どもの主体性とどの程度の権限を分配するかが参加の質を規定する要素であるとされる。 以上を踏まえると、 ・対象や声なき声をどうするのか ・テーマや方法をどのように設定するか

	・子どもの意見をどこまで反映し、主体性と権限をどの程度保障するのか。 ・子どもが意見を表明することに対して、どれ程度当事者意識を持てるのか。 ・それについてどこまで責任を持たせられるのか。 こうした点が、子どもや若者の意見聴取に当たっての視点になるのではないかと考える。
委員	子どもの意見聴取について整理すると、難しい問題があると感じた。

3　議題

（1）墨田区におけるこどもの意見聴取の方法について（資料3～5）

委員	墨田区における子どもの意見聴取の方法について、子どもの意見聴取と地域社会への参画機会を確保するため、適切な意見聴取方法の確立が必要である。特に、いわゆる声なき声を持つ子ども、様々な状況にある子どもの声を聞くために、多様な意見聴取の方法を検討することが重要である。
事務局	資料3の項番1「こどもの意見聴取に関する経緯」である。 1989年に国連で採択された児童の権利に関する条約では、子どもの意見表明権が明記され、子どもを権利の主体として明確に位置づけ、差別禁止、生存の権利、最善の利益、意見表明の4原則を定めている。 国内では、こども基本法（2023年施行）が子どもの意見表明や社会参加の機会確保を基本理念とし、施策実施時に当事者の意見反映を国・自治体に義務づけた。2023年12月には、子ども・若者の意見を聞き対話しながら施策を進めることがこども大綱の基本方針として示された。 項番2「意見反映の意義」である。意見反映の意義は、①施策の実効性向上、②子どもや若者自身の意見が社会に届く経験による自己肯定感や主体性の向上の2点である。本区も「こどもまんなかすみだ」の実現に向け取組を進めている。 項番3「墨田区こども条例」である。墨田区こども条例（令和7年4月施行）は、意見表明・参画機会の確保を基本理念とし、こどもの権利として明記している。区はこどもが意見を表明しやすい環境整備や地域参画機会の確保を行うこととしている。 項番4「墨田区における取組の例」である。5年ごとの子ども・子育て支援ニーズ調査に加え、児童館のワークショップや意見箱、こどもわくわくフェスティバルでの意見聴取など多様な手法を実施してきた。今年度もフェスティバルや、子どもの学び応援事業のアンケート等により意見をいただいている。 資料4の今年度の取組である。墨田区こども条例では、区はこどもの意見表明に係る環境づくりや十分な配慮を行うことを定めている。この理念を実現し、様々な状況にある子どもに配慮した多様な聴取方法を検討するため、今年度は意見を言いやすくするためのワークショップや、多様な状況の子どもへのヒアリングを行う。対象は、区立小・中学校の児童生徒、児童館利用者の高校生、不

	登校児童、療育を利用する子どもの保護者、外国籍児童を支える教員などである。得られた意見を踏まえ、継続的・効果的な聴取方法を検討する。 資料５である。令和５年度に実施したニーズ調査で、子どもが自分の意見や考えを言える機会があるかを調査したものである。家庭や学校で意見を言う機会は、小学生で約８割、中学生で５割超、高校生で６割超と一定の割合がある。一方、まちづくりや区役所の仕事について意見を言えると感じる割合は低く、こども大綱が掲げる「意見が聞いてもらえると思う子ども 70%」には達しておらず、課題が残る状況である。
委員	区は「こどもまんなかすみだ」を掲げ、子どもの声を丁寧に聞く姿勢を重視している。本会議には多様な分野の委員が参加しているので、分野ごとに意見を伺いたい。 まずは乳幼児関連施設に携わる委員に意見を伺う。
委員	幼稚園や保育園の子どもは、自分の意見を表明するのはまだ難しいと思う。家庭や友達、先生との会話といったコミュニケーションの練習が、乳幼児期には一番大切だと考える。
委員	まずは、子どもたちに意見を言うことを教えなければ、子どもは意見を言えないと思う。以前テレビで、行政が小学生に困っていることを尋ねたところ、公園の前に横断歩道をつくってほしいとの意見があり、実際に横断歩道ができたとの話があった。小学生ぐらいだと、意見よりも困りごとについて、フェーズを下げて聞いたほうが声は出やすいと考える。
委員	乳児と接しているが、表情や泣き声をくみ取りながら関わっている。２歳程度の子どもには、気になることがあれば周囲の大人に言うように日々伝えているほか、相手の気持ちも考えるように伝えている。
委員	自分の言葉で答える質問は答えづらいので、選択肢を提示すると答えやすいと思う。以前、遊具のデザインの投票をした際は、子どももわくわくしながら取り組んでおり、意見が聞かれるのはいい取組だと感じた。
委員	子どもたちの声をまず聞き、先取りしないことを意識している。幼児期には「続けたい」「やりたい」といった意欲が強まるため、活動を継続できる環境を整え、片付けも一律ではなく安心して遊びを継続できる仕組みを整備している。また、行事においては職員主導型から、子どもの意見を取り入れて内容を構成する方法を取り入れている。子どもが「何を見せたいか」「どうしたら保護者が喜ぶか」を自ら考え、その思いや経緯を大人がまとめて次につなげていく形に変化してきている。
委員	現代では結論を急ぐ風潮が強いが、子どもには考えるための時間が必要だと考える。近年、子ども主体の会議が注目されているが、その背景には、子どもが安心して自由に意見を述べられる環境づくりが重要であるという認識がある。大人の役割は、子どもが何でも言ってよいと感じられる場を整えることであり、意見が実現するか否かよりも、まず受け止められたと子どもが感じられること

	が重要である。また、子どもの意見を聴取するだけでなく、どのように区として受け止め、どのように子どもへフィードバックするかが重要な課題である。 　学校に携わる委員に意見を伺う。
委員	小学生は大人に対して面と向かって自分の意見を伝えることが難しい場合がある。そのため、1 人 1 台支給されているタブレットを活用し、体調不良や伝えたいことを個別に入力して教師へ届けられる仕組みが有効である。自身の子も体調不良と入力した際、後日保健の先生から声かけを受けるなど、実際に支援につながった。このような ICT の活用は、対面で伝えにくい子どもが自分の意見や困り事を表現する助けとなり、非常に有意義である。
委員	区内中学校のお祭りは、これまで大人主体の運営であったが、今回は生徒の協力を得て開催した。現在、協力を得た生徒たちへのアンケートを実施しているほか、参加しなかった生徒にもノートを通じて意見を求めている。中学生から率直な意見を得るには大人との信頼関係が不可欠であるため、地域行事などにも積極的に参加し、信頼を築きながら意見を聞ける体制を整えていきたいと考えている。
委員	本小学校では、1 人 1 台のタブレット端末を活用し、アプリ（シャボテンログ）で児童が心身の状態や相談事を気軽に伝えられる仕組みを整えている。対面では恥ずかしさや不安から意見を言いにくい児童も多く、タブレットはその負担を軽減する有効な手段である。何でも言っていいという安心感が必要で、子どもが躊躇せずに意見を言える環境づくりが大切である。 　また、今後、児童が自分の意見を自由に表現するためのワークショップを 6 年生で試行する。子どもの意見や、意見を言いづらい児童の不安点を検証し、今後に生かしていく予定である。
委員	本中学校でもシャボテンログを活用し、保健の先生やスクールカウンセラー、担任などに相談したい内容を生徒が個別に送信できる仕組みを整えている。教室に入りにくい生徒については、まず保健室の先生が窓口となり、必要に応じて担任や他の教員へ情報を共有して支援につなげている。また、1 人 1 台端末の活用は生徒の意思表示を促す有効な手段であると考えている。
委員	続いて公募委員に伺う。
委員	こどもわくわくフェスティバルで実施したアンケートは、スタンプラリーの達成を目的とした児童が多く、有益な意見を十分に得られなかったのではないか。意見を聴取するのであれば、項目数を増やすなどして、児童の本音を引き出しやすい形式に改善する必要がある。また、不登校ではないものの登校に困難を抱える児童が存在し、その背景には家庭環境や支援不足がある場合も見受けられる。本人が声を上げにくいため、周囲の児童からの情報収集など、多様な方法で「声なき声」を把握する仕組みの検討が求められる。
委員	低学年の児童は語彙が十分でなく、アンケートで意見を求めても質問意図を理解しにくいことがある。そのため、保護者が例示や説明を行う過程で、どうし

	ても大人の主観が児童の回答に影響してしまうという課題がある。児童自身の純粋な意見を得るためには、大人の介入を最小限にし、視覚的な説明やイメージしやすい工夫を取り入れる必要があると考える。
委員	発達障害児について、恥ずかしさや否定される不安から意見を言いにくい状況があるため、親と教師が密に連携する必要がある。また、言葉でうまく表現できない子どものために、二択形式など答えやすいアンケート方法の工夫が有効であると考える。 高校生については、安心感と信頼関係がなければ本音を話さない傾向が強く、子ども扱いしすぎず、一人の人として尊重して接する姿勢が重要であると考える。
委員	安心して話せる場づくりは子どもにも大人にも重要であり、シールによるアンケートだけでなく、その背後にある思いや意図を丁寧に受け止める場が必要である。子どもが拙いながらも発した言葉を「そうなんだ」で終わらせず、伝えてくれて嬉しいという気持ちや、自分の感じたことを返すことが教育上も重要である。また、意見が通るか否かではなく、多様な意見が存在することを理解する経験が行政への理解にもつながるため、子どもに対して適切なフィードバックを返すことが望まれる。
委員	子どもは漠然と「困っていること」を聞かれても答えにくいため、具体例を示す質問のほうが実際の困り事を引き出しやすい。また、ワークショップでは、周囲の人数や座席の配置、靴を脱ぐかどうかなど、場の設定によって子どもが話す内容や出てくる声が大きく変わるため、環境づくりに工夫が必要である。
委員	子どもは、大人がかわいらしさから笑っている場面でも、ばかにされたと受け取るなど大人と異なる捉え方をすることがある。また、小学校に入ると評価への不安から「正解を言わなければならない」という意識が強まり、意見表明が難しくなる場合がある。そのため、子どもの発言には背景の感情や社会性の発達段階を踏まえて丁寧に受け止める必要がある。
事務局	ワークショップでは障害のある児童も対象に含める必要があるが、学校には知的・情緒など多様な障害の学級があり、意見聴取の方法には工夫が必要である。また、区内には知的障害・身体障害の特別支援学校があり、障害のある児童の意見を把握するためにはそれらの学校からも意見を得ることが望ましいと考える。 加えて、小学生の 20%が「意見を言えない」と回答している状況は重く受け止めるべきであり、背景には家庭内の不和や SNS トラブルなど複合的な要因が存在する可能性がある。こうしたアンケート結果は子どもの実態把握に重要である。
委員	子どもにとって、信頼関係と安心感がいかに重要であるかが再確認された。 引き続き、子育て支援施設において、日々子どもと向き合う委員の意見を求めたい。

委員	児童館では放課後に来館する子どもが多く、日常的に自由な意見が飛び交っている。その中には相手を傷つける言葉も含まれるが、職員はまず子どもの感情を受け止めることを重視している。同時に、言ってよいことと悪いこと、人には人格と人権があることを日常的に伝える必要があると考えている。 また、子どもの意見を引き出すには、信頼関係の構築が不可欠であると現場では感じている。遊びの選択など意見が対立する場面では、相手の立場を考える働きかけを行い、我慢する経験や、自分の意見が通ったときの喜び、仲間への思いやりを身につけることが重要であると考えている。
委員	子育てひろばには言語表現が未発達な幼い子が多く、職員が表情やしぐさから思いを汲み取る必要があると感じている。２歳児同士が強い言い方で意見を主張する場面を見て、言葉による伝え方の難しさを感じた。子どもが適切な伝え方を学ぶには、周囲の大人の支援が不可欠であると認識している。 日々、子どもの発する非言語的なサインを大切にしつつ、意見を聞く方法を模索している。
委員	小さい子ほど「問題はあるか」と問われても答えることが難しい。大人が顕在化した課題を示し、その上で意見を尋ねる必要がある。また、大人側がまだ把握していない潜在的課題を把握するための問い方も必要であると考えられる。
委員	医療関係者の委員の意見を伺う。
委員	日本では、子どもが主体的に意見を表明するための教育が十分に行われてこなかったため、発言に慣れていない傾向がある。 そのため、幼少期から継続的に自分の意見を述べ、相手の表情や反応を読み取る経験を積ませることが重要である。他者の権利を侵害しないという観点からも、対話を通じて相手を理解する力が必要である。発達障害の子どもは感情を読み取りにくい特性があるが、通常の発達の子どもには大人が適切に通訳しながら対話の経験を積ませることが必要である。 また、医療現場ではパターナリズムが強く、否定せずに話を聞くことの難しさを痛感している。自殺防止教育では、SOS を出す教育を始めたことで逆に自殺が増えた例もあり、大人がその SOS を適切に受け止める素地が求められている。 意見表明の練習と対話力の育成を継続的に行わなければならないと考える。
委員	学識経験者の委員の意見を伺う。
委員	人は言葉を発しなくても態度で思いや考えを示すことがあり、その読み取りが重要であると考える。子どもにとっては「～したい」という本能的な気持ちが主体性の根底にあり、登校そのものも意見表明の一形態であると捉えられる。子どもが安心し信頼できる環境を大人がどのように整えているかが、意見表明を支える重要な要素であると考える。
委員	意見には言葉だけでなく表情やつぶやきも含まれると考える。特に子どもの思いは捉えにくく、大人が丁寧に汲み取る姿勢が重要である。 区の広報広聴の立場から、意見を求めたい。

オブザーバー	区の広報広聴部門としては、区民からの意見を広く受け止めることを重視しており、その基盤として「広聴があっての広報」であると考えている。現状、区へ寄せられる意見のうち、子どもからのものは極めて少ない。しかし、小学校での出前授業では、行政の役割を説明したうえで意見を募ると、公園の改善や安全面の指摘など、子どもたちから多様な声が寄せられた。このことから、適切な説明と機会を用意すれば、子どもの意見も十分に引き出せると認識している。今後は、子どもが意見を表明しやすくなるよう、説明の工夫や意見収集の方法を改善し、より多くの声を区政に反映する体制づくりを進める必要があると考える。
事務局	今回のワークショップや関係者へのヒアリングは出発点にすぎず、今後も意見収集や検討の場を広げていく必要があると考えている。最終的な目標は、子どもが自分の意見を自由に表明できる環境を整えることであり、その実現に向けて継続的に取り組んでいく。
委員	本テーマは一度の会議で結論が出るものではなく、継続的に検討すべき課題である。今後も委員から意見を受け取りながら、より良い方向を探っていく必要があると考えている。

（2）墨田区における子ども・子育て支援施策の情報発信について（資料６、７）

事務局	区は、広報広聴担当と各主管課が連携し、多様な媒体を通じて区政情報を発信している。広報広聴担当は「墨田区のお知らせ」や「暮らしのガイド」などの印刷物、区政番組の放映、ホームページ、SNS、報道対応など幅広い手法で情報提供を行っている。一方、主管課はポスター・チラシ等の印刷物、ホームページ、メールマガジン、アプリ配信、SNS、イベント展示など、事業に応じた個別広報を実施している。 住民意識調査によれば、区政情報の入手状況は３割台半ばにとどまり、特に広報紙の閲読率は年々低下している。また、紙媒体に加え、若年層や子育て世帯ではSNSやLINEなどデジタル媒体のニーズが高まっている。区が充実すべき媒体としても「墨田区のお知らせ」「ホームページ」「LINE」の要望が多い。 子ども・子育て支援ニーズ調査では、就学前児の保護者は交流の場、一時預かり、入園情報を求め、小学生の保護者は支援拠点や児童館の情報需要が高い。また、情報伝達の希望媒体として、就学前・小学生ともに定期配信サービス（メルマガやLINE）が最も多く、就学前ではSNS発信の強化も求められている。 以上より、墨田区の情報発信は多様化しているものの、住民のニーズは変化しつつあり、特に若年層や子育て世帯向けのデジタル発信の強化が重要であるといえる。
委員	「区の事業を知らなかった」という意見が複数寄せられた経緯を踏まえ、情報発信の在り方について幅広い立場から意見を求めたい。 まずは乳幼児関連施設に携わる委員に意見を伺いたい。

委員	各園がホームページやSNSを活用して情報発信を行う中で、子どもの写真掲載は個人情報保護の観点から慎重な対応が求められており、顔を出すか否かについて各園が試行錯誤している状況である。自園においてもその判断は難しく感じている。また、イベント参加者へのアンケートでは「ホームページで知った」という回答が多く、若い保護者層はインターネットを主要な情報源としていることを感じている。
委員	紙媒体の情報は近年利用が減少しており、デジタル化が進む中で閲読されにくくなっていると感じている。施設では、見学者に対し「すみだいきいき子育てガイドブック」を資料として提供しているが、既に持っている方も多く、幅広い家庭に行き渡っていると考えられる。
委員	保護者の方は区のホームページで情報を調べている様子がある。
委員	ホームページを更新しても、必ずしも見られていない現状がある。どのような情報をどの形式で発信すれば利用者にとって分かりやすいのか、受け手のニーズを把握することが課題である。他園の事例も参考にしつつ試行錯誤している。
委員	公立保育園では、園のたより等の情報を主にアプリで配信している。玄関先には紙資料も設置しており、希望者は持ち帰ることができる。 また、当園は地域支援事業を実施しており、給食体験などの月ごとの予定はホームページで周知している。
委員	児童に携わる委員の意見を伺う。
委員	本校では、ホームページが主な情報発信手段であるが、閲覧者が自主的に情報を受け取りにいく必要がある。また、個人情報保護の観点から写真掲載は難しい。そこで、区と連携し、COCOO配信サービスを用いて必要な情報を届けている。しかし、情報量が多く必要性の判断が難しいため、表題を分かりやすくするなどの工夫が今後必要である。
委員	本校も、区から提供された情報はCOCOOで配信している。区が後援する事業の配布物は紙で届くため、生徒を通じて家庭に配布している。
委員	児童館は各館のホームページやSNSで情報発信し、小中学校の協力を得て紙ベースでの配信も行っている。特に中高生には紙媒体が効果的である。
委員	子育てひろばは紙の予定表とホームページで情報提供している。保育室のおたよりは紙で各家庭に配布している。
委員	情報は紙で発信するほか、ホームページに掲載している。細々と記載すると伝わらないので注意している。
委員	子どもが意見を言いたくない場合も考えられる。深く考えずに子どもが言える範囲で意見を述べてもらい、大人がそれを支えることが重要である。親への聞き取りよりも、子ども自身が言える範囲で伝えることを尊重すべきである。
委員	保護者や区民の立場の委員から意見を伺う。

委員	周囲でもインターネットで情報を得る人が多い。学校からの連絡は配信があり、外出先でも確認できる。PTA で情報発信する際は、PTA と学校で情報発信元を分けることで、何が重要か分かりやすくしている。
委員	保護者は学校からの情報は把握しているが、区が発信する情報はあまり見ていないと考える。多くは受動的に情報を見るのではなく、自分が必要な情報を自ら取りに行く傾向にあるので、必要な情報を一括して得られるようにすべきである。
委員	青少年委員として、学校や地域の祭り、小学校高学年の宿泊体験学習を担当している。参加した子どもは次回も継続して参加することが多く、活動の意義は大きい。しかし、宿泊体験や学校行事の魅力を知らず参加できない子どももいるため、活動内容を分かりやすく伝える工夫が必要である。
委員	区の情報は多すぎて検索に時間を要し、必要な情報に辿り着きにくいと感じている。ホームページや SNS の情報発信は有用であるが、掲示物や児童館を通じた紙の情報も依然として重要である。 また、乳幼児向けサービスの情報は特に探しづらく、必要な支援に気づけないケースもある。ベビーシッター助成制度については前回会議で知り、改めて調べて初めて活用できた。支援制度が必要な人に届くよう、分かりやすい情報提供が求められる。
委員	きずなメールは有用であったが、子どもが大きくなるにつれ配信頻度が低下し、3 歳になったタイミングで終了してしまったので、もう少し子どもが大きくなる年齢まで継続してくれればより良い。また、小学校入学後は行事や情報が多い一方、必要な情報に自ら気付けない状況があった。非公式の SNS から得る地域の情報も有益であるが、区が公式に発信する情報の分かりやすい整理が求められる。
委員	区の情報は LINE で得られるが、不足のある時はホームページや電話で確認することが多い。学校からの連絡は紙とメールが混在しており、どちらで届いた情報か探せなくなるなど、整理が困難な状況となっている。 また、中学校で広報を担当した際、情報をオンラインで配信しても、ログインが必要なため閲覧されにくく、紙の有効性を実感した。所属する任意団体の活動では、COCOO 配信の許可が得られず、情報が十分に届けられなかった経験がある。メールのみ、紙のみでは偏りが生じるため、双方を併用した情報発信が最も有効であると考える。
委員	紙の情報の場合は、自分が興味のない情報でも目に入り、意外な出会いがある。COCOO は検索できず件名も分かりづらいため、情報が埋もれやすいという課題がある。イベント情報は Web の通知よりも紙で示したほうが子どもに伝わりやすい場合もあり、紙媒体の利便性を強く感じている。

委員	区公式 LINE でイベントの案内を受け取ったが、Web サイトへの導線や決済方法が分かりにくく、スマートフォンでは操作しづらかった。利用者が迷わず手続きできるよう、操作性や分かりやすさを重視すべきである。
委員	墨田区報は紙で受け取るようにしているが、必要なときには区のホームページで情報を確認できる安心感がある。また、墨田区の LINE 配信は、日曜夜など適切な時間にメッセージが届く点が良い。
委員	学識経験者の委員を伺う。
委員	LINE 登録を促すため、３～４か月健診で QR コード付きのチラシを配布し、利用者が必要な分野だけを選んで登録できる仕組みが有効である。紙媒体を選択しない家庭が増える中でも、区報など紙の情報は高齢者など特定層には依然重要である。
委員	過剰な情報の中で、自分に必要な情報を見つけることは難しく、個々のニーズに合った情報発信が課題である。必要性を感じない情報は流れてしまうため、発信の仕方そのものを検討する必要がある。情報発信のあり方について、利用者を交えたワーキンググループなどでの検討が有効である。
委員	区広報部門の意見を伺う。
オブザーバー	デジタルとアナログの両軸で情報を届けていくことが重要と考えている。 デジタルでは、９月にホームページのシステムを更新するなど工夫を図っている。ＳＮＳは情報を周知する効果が高く、積極的に活用している。なるべく広く情報を届けられるよう、区民の皆さんから意見を実際に聞きながら工夫している。
オブザーバー	ホームページは非常に重要と考える。ホームページに情報を収集しに来る人は、目的のページのみ確認する傾向がある。 区のＳＮＳはホームページと異なる形で活用し、キャッチーでありつつ、信頼ある情報として示さなければならないと考える。また、予約発信など、ターゲット層の生活に合わせた発信も行っている。 また、最近の子どもたちは、親や友人など身近な人から情報を受け取ることが多いが、その情報源自体が間違った情報を受け取っているケースが多く、子どもたちが善意でデマを拡散してしまう状況が起きており、国としても問題視していると聞いている。区としても、区が発信した情報であると分かるように、信頼に足る情報を発信するよう努めていく。皆様にも御協力いただくとともに、御意見をいただきたい。
事務局	事務局から２点説明する。 まず１点目は、いきいきガイドブックについてである。年に１回、２万から３万部を発行しており、そのうち約５分の１は保健所に配布している。区で出産される方が保健所で母子手帳を受け取る際、以前は様々な制度やサービスのチラシが束になって配布されていたが、現在はこのガイドブック１冊にまとまっている。保健師が各々のお母様の悩みや不明点を聞いた上で、このガイドブックを

	基に説明し、付箋をつけるなどして持ち帰っていただいている。こうした対面での説明には紙媒体のよさがある。一方で、常に持ち歩くことは難しく、外出先や緊急時のことを考えると、持ち運びしやすいデジタル版も用意しているため、状況に応じて幅広く活用いただきたいと考えている。 ２点目は、以前御意見をいただいたLINE通知の設定についてである。先々週あたりから試行的に作成し、現在、子育て支援課の窓口で掲示を始めたところである。今後、展開していく予定である。
委員	情報発信のテーマも、意見をいただく分野かと考える。

（３）こども誰でも通園制度について（資料８～１０）

事務局	こども誰でも通園制度について説明する。 この制度は、国の法律に基づき全国的に実施される制度である。国が保育政策の新たな根幹制度として打ち立てた三本柱のうちの一つとして、全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進に位置づけられている。令和６年度、７年度は一部の自治体で先行実証されているが、令和８年度からは全国全ての自治体で実施される。区としても令和８年度の開始に向けて現在準備を進めている。 対象者は、認可保育施設等に通っていない、0歳6か月から満3歳未満の方である。利用方法は月１０時間の枠内で時間単位での利用をお願いするものである。 区には現在、一時預かり事業という制度があり、同じようにお子様を短時間預かる制度がある。両制度ともお子様を一時的に保育するという点は共通しているが、使い分けが可能である。誰でも通園制度は、例えば毎週水曜日の午前中のみに利用する等、主に定期的な利用を想定している。一方で一時預かり事業は、保護者に用事があるときに数時間だけ利用することを可能にしている。各施設において対象日時や対象年齢等が異なるのは、各施設における受入体制の事情があるためである。 令和８年４月１日時点で、対象児童数は約1,500人と想定している。利用率は千葉市の試行実施の実績を踏まえて１０％としている。全ての施設が４月１日から開所されるわけではなく、来年度は初年度となるため、順次事業を開始する予定である。 来年１月頃から区民の皆様に広報を開始する予定である。利用を希望される方は、まず対象者であることの認定を受けるために申請を行っていただく。4月に開所する施設においては、２月から３月頃に利用申込みをいただき、事前に利用面接や面談を行っていただいた後に、４月以降に利用開始となる見込みである。 申込方法については、数か月スパンでのお申込みを想定しており、年に4回ほど申込みをいただく機会を設定しようと考えている。募集枠より利用希望者の

	方が多い場合は、先着順ではなく、抽選で利用者の方を決定する予定である。これは皆様に公平な機会を提供するためであり、また年度途中で新たに対象となった方にも利用機会を確保するためである。 皆様には、一時預かりとこども誰でも通園制度の使い分けについて御不明な点や御意見、また申込みのスパンについても御意見をいただければと考えている。
委員	３か月スパンで申し込む際、３か月の間に曜日を変更することは可能か。
事務局	４月から６月の募集枠について、３月にお申し込みいただく際、空きがあるところであれば複数の曜日で申し込んでいただくことは可能である。また、３月の時点で、空きがある場合には訂正ができるようにする予定である。
委員	申請方法について、電子申請が可能なのか、また申請から決定までどのぐらい時間がかかるのか。以前、別の申請をした際に紙で申請書を出してから連絡が来るまでに時間がかかり、本当に使いたいときにすぐに使えるサービスとは言えないと感じた経験があった。
事務局	できる限り利用いただきやすい形でつくっていきたい。
委員	公平性の観点から、４月から６月に利用があった方は、次のスパンでは除外されるのか。
事務局	ゼロの状態から検討している。ただし、基本的に同一の者が継続して通過してしまう可能性もあるため、その設計については今後しっかりと考えていく方針である。 できる限り希望される方が入れるように、施設への働きかけ等も、しっかりとこれからも行っていきたい。
委員	事業者向けの説明会を視聴したが不明点が多かった。月数回、数時間で良質な成長環境が整備できるのか疑問である。また、３歳の誕生日前までの年齢制限について、誕生月によって途中で切られる不公平さや、幼稚園入園との関係性に疑問がある。利用者の立場を考えると不明点が多過ぎると感じている。
事務局	現時点では、利用者はもちろんのこと、施設側にも利用目的を理解していただき、直接見えにくい部分ではあるが、この事業の意義をしっかり感じていただけるようにすることが重要であると考えている。今後、様々な機会を通じて話を進めさせていただきたいと考えている。
委員	保育士の人材不足の中で実施できるのか心配である。３月や６月の利用可否で親が不安を抱える状況は、学童クラブの入所可否の連絡待ちと同様の感情が生じると懸念される。せっかく慣れた先生との短期間での別れや、４月から６月までの関係性の中でどこまで相談できるか躊躇する気持ちが生まれる。また、保育園申請時にお試し利用や偵察目的で使う親も出てくると思われる。
事務局	人材不足が起きないような対応を図っていきたいと考えている。また、提示された要件を踏まえて、何ができるかを検討していきたい。
委員	意見を踏まえて、制度設計に活かしていただきたい。

4　その他

事務局	前回会議で質問のあった昨年度の区内保育施設での不適切保育事件について、ホームページ掲載により回答する。事件発生後、再発防止検討委員会の開催や区としての緊急的な取組を実施してきた。7年度は新体制となり、不適切保育の早期発見と未然防止の取組を進めている。また、7年１０月１日からの児童福祉法改正により保育所等職員による虐待通報が義務化されたことを踏まえ、さらなる体制強化を加えてホームページを更新したため、確認をお願いしたい。
委員	法改正があったことについて、日々ニュース報道でも取り上げられており、当区でも事案が発生している。そうした中での法改正を受けて、情報発信の仕方についても改めて整理されたと理解している。

5　事務連絡

業務連絡／次回開催について

事務局	次回は、2月6日（金）午後6時３０分から、墨田区役所１３階１３１会議室で開催する。

6　閉会

以上